

大口町告示第20号

大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱（平成18年大口町告示第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助成金」を「大口町元気なまちづくり事業助成金」に改める。

第2条第1項中「助成金」を「大口町元気なまちづくり事業助成金」に、「交付するものとし、対象要件は別表第1のとおりとする」を「交付するものとする」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 大口町元気なまちづくり事業助成金の種類は、次に掲げる区分とする。

- (1) 初動支援事業助成金 新規住民団体の発足及び既存団体の活性化並びにマルチパートナーシップの取組を支援する助成金
- (2) まちづくり支援事業助成金 住民団体の自立及び活動の継続を支援する助成金

3 前項の大口町元気なまちづくり事業助成金の対象要件は別表第1のとおりとする。

第3条中「助成金」を「大口町元気なまちづくり事業助成金」に改める。

第4条中「助成金の交付」を「大口町元気なまちづくり事業助成金の交付」に改める。

第5条の見出しを「（審査等）」に改め、同条第1項中「大口町まちづくり活動促進委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする」を「大口町元気なまちづくり事業助成金の交付の適否及び助成金の額について別表第3により審査するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第2条第2項第2号の助成金に係る大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請があったときは、大口町まちづくり活動促進委員会（大口町まちづくり活動促進委員会設置条例（平成29年大口町条例第8号）に規定する大口町まちづくり活動促進委員会をいう。以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。」

第5条第3項中「助成金」を「大口町元気なまちづくり事業助成金」に改める。

第6条第1項中「委員会からの報告を受け適当と認めたとき」を「前条の規定により審査し、適当と認めたとき」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項中「助成金」を「大口町元気なまちづくり事業助成金」に改め、同条第2項中「助成金の交付決定」を「大口町元気なまちづくり事業助成金の交付決定」に改める。

第8条第1項第3号中「助成金交付決定額」を「大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定額」に改め、同条第2項中「第8条第1項第1号の規定による」との次に「、「大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請」とあるのは「第8条第1項第1号の規定による申請」と」を加える。

第9条第1号中「前条第2項による委員会からの報告を受け」を「前条第2項の審査により」に改める。

第10条第1項中「助成金」を「大口町元気なまちづくり事業助成金」に改める。

あ第14条中「助成金の交付」を「大口町元気なまちづくり事業助成金の交付」に、「助成金の額」を「大口町元気なまちづくり事業助成金の額」に、「助成金の全部」を「大口町元気なまちづくり事業助成金の全部」に改める。

第15条中「助成金」を「大口町元気なまちづくり事業助成金」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

対象要件

種 類	初動支援事業助成金	まちづくり支援事業助成金		
対象団体	住民団体	まちづくり団体	地縁団体	地域自治組織 NPO団体
対象事業	団体として初めて行う事業	団体の使命に基づく事業	区域内住民が広く参加できる事業	団体の使命に基づく事業
助成回数	同一事業に対して2回まで (ただし、同一年度2回を上限とする。)	同一事業に対して2回まで		同一事業に対して3回まで
限度額	5万円(助成対象経費の10/10) ※複数の団体が関わり事業を実施する場合は、関わる団体数(申請団体を除く。)に5千円を乗じて得た額を加算する。	30万円(助成対象経費の2/3)		なし
募 集	随時	原則年2回		

備考

- 1 同一事業において、初動支援事業助成金及びまちづくり支援事業助成金の申請を同時にすることは出来ない。
- 2 まちづくり支援事業助成金は、初動支援事業助成金を受けたことがある事業について申請することは出来ない。

別表第 2 中

「

対 象 団 体	地縁団体 まちづくり団体	地域自治組織 NPO団体
要 役 費		スタッフの実費弁償
諸 経 費		事務所等の経常経費 (事業総額の 30%以内)

」

を

「

種 類	初動支援事業助成金	まちづくり支援事業助成金	
対 象 団 体	住民団体	地縁団体 まちづくり団体	地域自治組織 NPO団体
要 役 費			スタッフの実費弁償
諸 経 費			事務所等の経常経費 (事業総額の 30%以内)

」

に改める。

別表第 3 に備考として次のように加える。

備考

複数団体で事業を行う場合は、関わる団体に応じた項目で審査する。

様式第 1 から様式第 10 までを次のとおり改める。

様式第1 (第4条関係)

大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

団 体 名
代表者役職名及び氏名

記載内容の問合せ先
氏 名
電話番号

大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり大口町元気なまちづくり事業助成金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金の種類 (初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金)
- 2 助成金交付申請額

助成金申請額=C	金	円
----------	---	---

3 事業計画書

(1) 事業概要

事業名	(同一事業 回目)
日時、場所	
事業目的及び内容	(概要)
対象者	
総事業費	金 円
摘要	

(2) 収支予算書

①収入の部

(単位:円)

区 分	内 訳	金 額
他の助成金 助成金	大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請額C	
合 計		A

②支出の部

(単位:円)

区 分	内 訳	金 額	左のうち助成金 を充当する金額
合 計		B	C

※金額の積算については別紙としてください。(様式は問いません。)

※A=B、助成金申請額はCと同額になります。

4 支援を希望する内容(規則第3条関係)

(※該当する項目に○をつけてください。)

	町広報紙への掲載、防災行政無線による放送及び事業周知
	事業実施施設の期日前予約
	その他(具体的に)

5 申請する事業の翌年度以降の展開見込み

6 申請する事業の前年度以前の実施状況(成果、課題、改善点など)

7 パートナーシップ概要

(1) パートナーとなる団体数 団体

(2) パートナー団体の概要

団体名	活動内容	本事業の関わり方

(3) パートナーとして関わることにより期待される効果(団体毎に記入してください。)

団体名	期待される効果

8 その他（申請する事業以外の主な団体の年間事業計画など）

※初動支援事業助成金の1回目を申請される場合は、「6 申請する事業の前年度以前の実施状況（成果、課題、改善点など）」の記入は不要です。

※申請団体単独で事業を実施する場合は、「7 パートナーシップ概要」の記入は不要です。

様式第2（第6条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者役職名及び氏名

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました大口町元気なまちづくり事業助成金については、大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 助成金の種類 （ 初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金 ）
- 2 助成金交付決定金額

金 円

※交付条件

- 1 助成金は、まちづくり活動の促進を図るために有効かつ効果的に使用すること。
- 2 助成金は、目的外に使用しないこと。用途や金額に変更がある場合は、事前に変更協議し、基準以上の変更については申請を行うこと。
- 3 助成金を目的外に使用したことが判明したときには、直ちに全額返納するものとする。

様式第3（第6条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者役職名及び氏名
様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました大口町元気なまちづくり事業助成金については、大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき審査した結果、下記の理由により不交付とすることを決定したので通知します。

記

- 1 助成金の種類 （ 初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金 ）
- 2 不交付とした理由

様式第4（第7条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成金概算払請求書

年 月 日

大口町長 様

団 体 名
代表者役職名及び氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知されました助成金につきまして、大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 助成金の種類	初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金	
2 事業名		
3 請求金額	金	円
(交付決定額)	(金	円)
4 助成金の振込先について		
大口町債権者登録について	有 ⇒ [登録番号：] ・ 無 ⇒ ※無の場合には、次の項目をご記入ください。	
金融機関名		支店名
銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 ・ 支店
種 別	普通 ・ 当 座 (○印で囲んでください。)	
口座番号		
口座名義人		

様式第5（第8条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成変更・中止・取下承認申請書

年 月 日

大口町長 様

団 体 名
代表者役職名及び氏名

記載内容の問合せ先
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた事業について、
次の理由により変更・中止・取下げしたいので申請します。

記

1 助成金の種類	初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金	
2 事業名		
3 計画変更対照表		
	当 初 計 画	変 更 計 画
事業内容		
事業予算 (うち助成金充当額)	金 円 (金 円)	金 円 (金 円)
4 助成事業の変更・中止・取下げの理由		
5 変更及び中止・取下げ後の措置		

(注1) 取下げの場合には、3の項目への記入は必要ありません。

様式第6（第9条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成変更・中止・取下承認書

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者役職名及び氏名

様

大口町長 印

年 月 日付で申請のあった大口町元気なまちづくり事業助成の変更・中止・取下げについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 事業名及び助成金交付済額等

(1) 助成金の種類	初動支援事業助成金・まちづくり支援事業助成金	
(2) 事業名		
(3) 助成金交付済額 (A)	金	円

2 承認する事項

(1) 変更の場合（その内容）
(2) 中止の場合（中止の期間及びその内容）
(3) 変更、中止又は取下げ後の助成金交付決定額
金 円 (B)

3 変更、中止及び取下げ後取るべき措置

(1) (A) - (B) > 0 の場合
金 円((A)-(B))を 年 月 日までに返還してください。
(2) (B) - (A) > 0 の場合
金 円((B)-(A))を請求してください。

様式第7（第11条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成実績報告書

年 月 日

大口町長 様

団 体 名
代表者役職名及び氏名

記載内容の問合せ先
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定を受けた事業が終了いたしましたので、大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

1 助成金の種類 （ 初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金 ）

2 事業概要

事業名		
日時、場所		
事業内容 (概要)		
参加者数		
事業総額等	事業総額	円
	(うち助成金 C)	円
摘要		

2 収支決算書

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	内 訳	金 額
他の助成金 助成金	大口町元気なまちづくり事業助成金充当額 C	
合 計		A

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	内 訳	金 額	左のうち助成金を 充当する金額
合 計		B	C

※金額の積算については別紙としてください。(様式は問いません。)

※A=Bとなります。

※助成金充当に係わる領収書の写しを添付してください。

3 事業評価

(1) 事業評価の視点（地縁団体及びまちづくり団体については①～④、地域自治組織及びNPO団体は①～⑦、加えて複数の団体と関わり事業を実施した場合は⑧）	
①公平性（事業対象者やスタッフなど）	
②地域性（地域に則していたか）	
③発展性（今後の事業展開や継続、2回目以降の助成の場合は前回からの改善点）	
④先駆性（独創的な工夫ができたか）	
⑤自立性（自主的な事業運営ができたか）	
⑥貢献性（社会サービスの提供ができたか）	
⑦公開性（事業内容、運営などの公開性を保つ事ができたか）	
⑧パートナーと関わり事業を実施することにより得られた成果（団体毎に記入してください。）	
団体名	得られた成果
(2) 事業コスト（予算・所要時間等）節約余地	
(3) 感想	
(4) 行政への要望等	

4 参考資料 周知チラシ、実施要領、記録写真など

様式第8（第12条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成金確定通知書

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者役職名及び氏名

様

大口町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった助成事業については、大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり助成金を確定したので通知します。

記

- 1 助成金の種類 （ 初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金 ）
- 2 助成金確定額

金	円
---	---

※この通知書を受け取った後、速やかに大口町元気なまちづくり事業助成金精算書を提出してください。

様式第9（第13条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成金請求書

年 月 日

大口町長 様

団 体 名
代表者役職名及び氏名

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました大口町元気なまちづくり事業助成金について、大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 助成金の種類 （ 初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金 ）

2 助成金精算明細

助成金確定額 (A)	円
概算払受領済額 (B)	円
助成金請求額 (C) = (A) - (B)	円

※助成金精算額(C) > 0 の場合

精算による追加請求額 (C)	円
助成金の振込先について	
大口町債権者登録 について	有 ⇒ [登録番号： ・ 無 ⇒ ※無の場合には、次の項目をご記入ください。
金融機関名	支店名
銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 ・ 支店
種 別	普通・当座 (○印で囲んでください。)
口座番号	
口座名義人	

上記の額を請求します。

※助成金精算額(C) < 0 の場合

精算による返納額 0 - (C)	円
------------------	---

上記の額を納付期限内に返納します。

様式第10（第14条関係）

大口町元気なまちづくり事業助成金交付額更正決定通知書

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者役職名及び氏名

様

大口町長 印

年 月 日付け 第 号に係る大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定額を下記のとおり更正決定します。

記

1 助成金の種類	初動支援事業助成金 ・ まちづくり支援事業助成金
2 交付決定額(A)	金 円
3 更正決定額(B)	金 円
4 理 由	

大口町元気なまちづくり事業助成金として交付した金額につき下記のとおり返還してください。

5 返 還 額(A)－(B)	金 円
6 返 還 期 限	年 月 日

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定により交付決定を受け実施した事業は、この要綱による改正後の大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2条第2項第2号の規定による助成金を受け実施した事業とみなす。
- 3 旧要綱第4条の規定による交付申請は、新要綱第2条第2項第2号の助成金に係る第4条の規定による交付申請とみなす。

大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大口町まちづくり応援規則（平成29年大口町規則第15号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号に規定する大口町元気なまちづくり事業に対する助成金（以下「<u>大口町元気なまちづくり事業助成金</u>」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象要件)</p> <p>第2条 <u>大口町元気なまちづくり事業助成金</u>は、規則第2条に規定する住民団体（以下「住民団体」という。）が実施する規則第3条第1号に規定する事業（以下「助成事業」という。）に対し<u>交付するものとする。</u></p> <p>2. <u>大口町元気なまちづくり事業助成金の種類</u>は、次に掲げる区分とする。</p> <p>(1) <u>初動支援事業助成金</u> 新規住民団体の発足及び既存団体の活性化並びにマルチパートナーシップの取組を支援する助成金</p> <p>(2) <u>まちづくり支援事業助成金</u> 住民団体の自立及び活動の継続を支援する助成金</p> <p>3. <u>前項の大口町元気なまちづくり事業助成金の対象要件は別表第1のとおりとする。</u></p> <p>4. その他、別表第1に該当しない事項については、町長が定めるものとする。</p> <p>(対象経費)</p> <p>第3条 <u>大口町元気なまちづくり事業助成金</u>の対象経費は、助成事業の実施に係る経費について必要最低限度の額とし、別表第2のとおりとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 <u>大口町元気なまちづくり事業助成金</u>の<u>交付</u>を受けようとする住民団体（以下「申請団体」という。）は、大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請書（様式第1）を町長</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大口町まちづくり応援規則（平成29年大口町規則第15号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号に規定する大口町元気なまちづくり事業に対する助成金（以下「<u>助成金</u>」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象要件)</p> <p>第2条 <u>助成金</u>は、規則第2条に規定する住民団体（以下「住民団体」という。）が実施する規則第3条第1号に規定する事業（以下「助成事業」という。）に対し<u>交付するものとし、対象要件は別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2. その他、別表第1に該当しない事項については、町長が定めるものとする。</p> <p>(対象経費)</p> <p>第3条 <u>助成金</u>の対象経費は、助成事業の実施に係る経費について必要最低限度の額とし、別表第2のとおりとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 <u>助成金の交付</u>を受けようとする住民団体（以下「申請団体」という。）は、大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>に提出しなければならない。</p> <p><u>(審査等)</u></p> <p>第5条 町長は、前条の申請があったときは、<u>大口町元気なまちづくり事業助成金の交付の適否及び助成金の額について別表第3により審査するものとする。この場合において、第2条第2項第2号の助成金に係る大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請があったときは、大口町まちづくり活動促進委員会（大口町まちづくり活動促進委員会設置条例（平成29年大口町条例第8号）に規定する大口町まちづくり活動促進委員会をいう。以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、<u>大口町元気なまちづくり事業助成金</u>の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付し、町長に助言することができる。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 町長は、<u>前条の規定により審査し、適当と認めたとときは、大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定通知書（様式第2）を、不交付としたときは、大口町元気なまちづくり事業助成金不交付決定通知書（様式第3）をもって申請団体に通知するものとする。</u></p> <p>(概算払)</p> <p>第7条 町長は、必要と認めるときは、<u>大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定額の範囲内で、大口町元気なまちづくり事業助成金の概算払をすることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>大口町元気なまちづくり事業助成金の交付決定を受けた住民団体（以下「実施団体」と</u></p>	<p><u>(意見の聴取)</u></p> <p>第5条 町長は、前条の申請があったときは、<u>大口町まちづくり活動促進委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、<u>助成金</u>の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付し、町長に助言することができる。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 町長は、<u>委員会からの報告を受け適当と認めたとときは、大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定通知書（様式第2）を、不交付としたときは、大口町元気なまちづくり事業助成金不交付決定通知書（様式第3）をもって申請団体に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の助成金交付決定金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。</u></p> <p>(概算払)</p> <p>第7条 町長は、必要と認めるときは、<u>助成金交付決定額の範囲内で、助成金の概算払をすることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>助成金の交付決定を受けた住民団体（以下「実施団体」という。）は、前項の規定によ</u></p>

新	旧
<p>いう。)は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、大口町元気なまちづくり事業助成金概算払請求書(様式第4)を町長に提出しなければならない。</p>	<p>り概算払を受けようとするときは、大口町元気なまちづくり事業助成金概算払請求書(様式第4)を町長に提出しなければならない。</p>
<p>(変更等の申請)</p>	<p>(変更等の申請)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) <u>大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定額</u>の20パーセントを超える変更が見込まれるとき。</p>	<p>(3) <u>助成金交付決定額</u>の20パーセントを超える変更が見込まれるとき。</p>
<p>(4) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>2 前項第1号の規定による変更等承認申請書が提出されたときは、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項の規定中「前条の」とあるのは「第8条第1項第1号の規定による」と、<u>「大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請」とあるのは「第8条第1項第1号の規定による申請」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 前項第1号の規定による変更等承認申請書が提出されたときは、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項の規定中「前条の」とあるのは「第8条第1項第1号の規定による」と読み替えるものとする。</p>
<p>(変更等の承認)</p>	<p>(変更等の承認)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>(1) <u>前条第2項の審査により</u>、当該助成事業の変更を承認したとき。</p>	<p>(1) <u>前条第2項による委員会からの報告を受け</u>、当該助成事業の変更を承認したとき。</p>
<p>(2)・(3) 略</p>	<p>(2)・(3) 略</p>
<p>(書類の整備)</p>	<p>(書類の整備)</p>
<p>第10条 <u>大口町元気なまちづくり事業助成金</u>の交付を受けた実施団体は、<u>大口町元気なまちづくり事業助成金</u>の受入れ及び用途を明らかにし、関係する帳簿書類を備えておかなければならない。</p>	<p>第10条 <u>助成金</u>の交付を受けた実施団体は、<u>助成金</u>の受入れ及び用途を明らかにし、関係する帳簿書類を備えておかなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(取消し及び返還)</p>	<p>(取消し及び返還)</p>
<p>第14条 町長は、<u>大口町元気なまちづくり事業助成金の交付申請</u>に虚偽が認められたとき及び交付決定した内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、大口町元気</p>	<p>第14条 町長は、<u>助成金の交付申請</u>に虚偽が認められたとき及び交付決定した内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、大口町元気なまちづくり事業助成金交付</p>

新	旧
<p>なまちづくり事業助成金交付額更正決定通知書（様式第10）により実施団体に通知し、当該<u>大口町元気なまちづくり事業助成金の交付</u>を取り消し、若しくは<u>大口町元気なまちづくり事業助成金の額</u>を減額し、既に交付した<u>大口町元気なまちづくり事業助成金の全部</u>若しくは一部を期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>（その他必要事項）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、<u>大口町元気なまちづくり事業助成金の交付</u>に関し必要な事項は、町長が定めるものとする。</p> <p>別表第1 【別記】</p> <p>別表第2 【別記】</p> <p>様式第1～10 【別記】</p>	<p>額更正決定通知書（様式第10）により実施団体に通知し、当該<u>助成金の交付</u>を取り消し、若しくは<u>助成金の額</u>を減額し、既に交付した<u>助成金の全部</u>若しくは一部を期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>（その他必要事項）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、<u>助成金の交付</u>に関し必要な事項は、町長が定めるものとする。</p> <p>別表第1 【別記】</p> <p>別表第2 【別記】</p> <p>様式第1～10 【別記】</p>